

# 災害時

# 協力井戸募集

地震等の大規模な災害時には、断水が発生し、十分な水を確保できい場合があります。市の備蓄や給水車により飲料水は確保できますが、トイレ、掃除、洗濯などの生活用水が不足することが予想されます。

そういった場合に生活用水を確保するため、市民の方へ無償で井戸水を提供していただける個人や事業者などが所有する井戸の登録を募集します。



## 災害時協力井戸の登録要件は？

登録の要件は下記のとおりです。

- ①白山市内に所在していること。
- ②現在使用していて、今後も引き続き使用する井戸であること。
- ③災害時に無償で井戸水の提供ができること。
- ④生活用水として適した水質であること。
- ⑤井戸水を汲み上げるためのポンプ等が設置されていること。
- ⑥井戸枠等があり、安全に使用できること。
- ⑦井戸の所在等を公表することに同意すること。
- ⑧必要に応じ、本市が水質検査を行うことに同意すること。

## 水質検査が必要？

登録申出書を受けた際と登録後に、おおむね5年ごとに本市で水質検査（一部項目検査）を行うため、登録者の方にご負担いただくことはありません。

## 登録はどんな手続きが必要？

登録申出書を白山市危機管理課へ提出していただきます。後日、登録決定通知書と標識を交付しますので、標識を玄関などの見やすいところに掲示してください。

## 井戸水の用途は？

トイレ、掃除、洗濯など飲み水以外の生活用水に使用します。

## 井戸水の提供が困難なときは？

あくまで、登録者の方のご厚意での井戸水の提供です。可能な範囲でご協力をお願いします。

